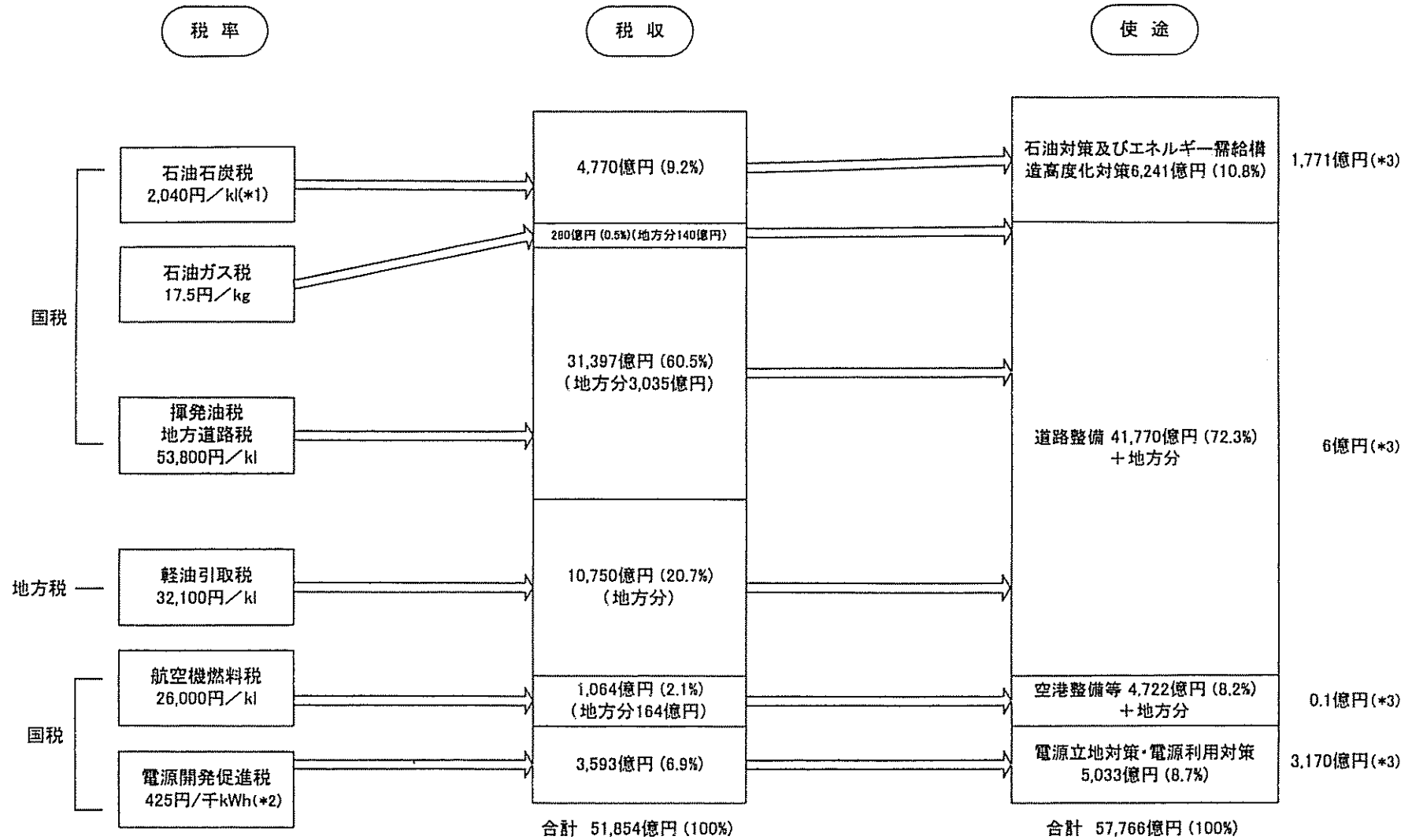


我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途（平成16年度予算）

参考資料 6-1



(注) 四捨五入の関係により、計が合わない場合がある。

(*1) 石油石炭税について、輸入LPGに課される税率は平成17年3月31日までは800円/t、4月1日からは940円/t、平成19年4月1日からは1,080円/t。輸入LNG及び国産天然ガスに課される税率は、平成17年3月31日までは840円/t、4月1日からは960円/t、平成19年4月1日からは1,080円/t。そして、石炭に課せられる税率は平成17年3月31日まで230円/t、4月1日からは460円/t、平成19年4月1日からは700円/tと段階的に引き上げられる。

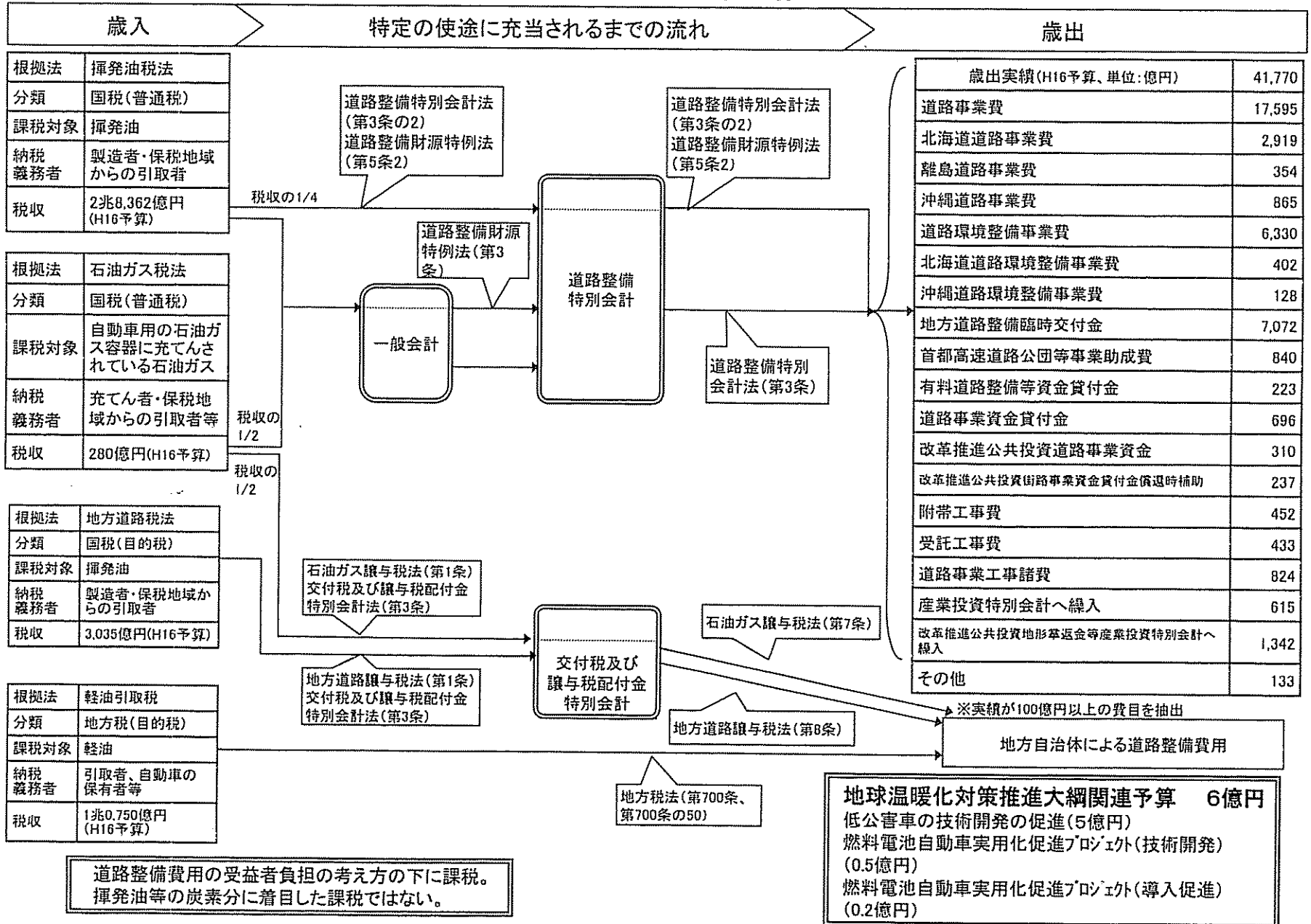
(*2) 電源開発促進税は、平成15年10月1日からは425円/千kWh、平成17年4月1日からは400円/千kWh、そして平成19年4月1日からは375円/千kWhと段階的に引き下げられる。

(*3) 平成16年度地球温暖化対策推進大綱予算

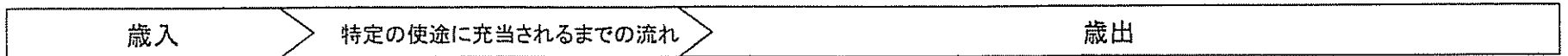
出典：石油連盟「石油税制便覧 平成16年度版」及び平成16年度予算書等、各種資料より作成。

(1)揮発油税、石油ガス税、地方道路税、軽油引取税が特定の用途に充当されるまでの流れ

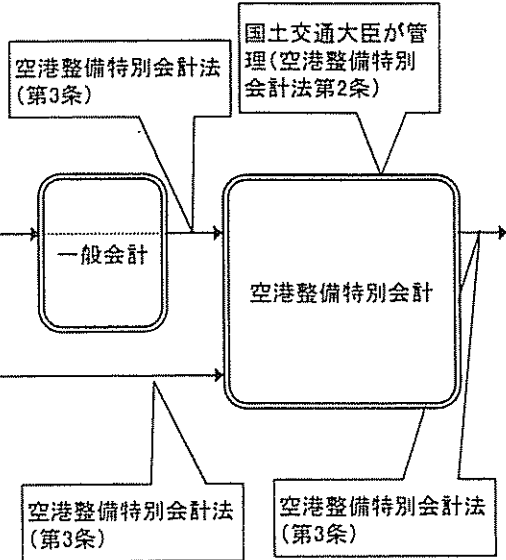
※この他、自動車重量税、自動車取得税が道路特定財源となっており、また、一般財源も道路整備に充当されている。



(2) 航空機燃料税が特定の用途に充当されるまでの流れ



根拠法	航空機燃料税法
分類	国税(普通税)
課税対象	航空機燃料
納税義務者	航空機の所有者
税収	1,064億円(H16予算)



空港使用料収入、地方公共団体工事費負担金、借入金、償還金収入、受託工事納付金収入等

1. 空港整備事業
(空港の設置、改良、災害復旧、維持、騒音防止等の事業等)
2. 航空保安職員研修施設の管理
3. 飛行検査業務

※空港整備特別会計法第1条1の条文より作成

歳出実績(H16予算、単位:億円)	4,722
空港等維持運営費	1,476
国債整理基金特別会計へ繰入	1,055
空港整備事業費	875
関西国際空港等整備事業資金貸付金	273
関西国際空港株式会社出資	340
予備費	10
航空路整備事業費	226
北海道空港整備事業費	98
沖縄空港整備事業費	38
離島空港整備事業費	64
空港等整備事業工事諸費	31
離島航空事業助成費	16
独立行政法人電子航法研究所運営費	11
関西国際空港株式会社補給金	90
改革推進公共投資航空路整備事業費	4
航空機騒音対策事業資金貸付金	1
その他	114

空港整備費用の受益者負担の考え方の下に課税。
航空機燃料の炭素分に着目した課税ではない。

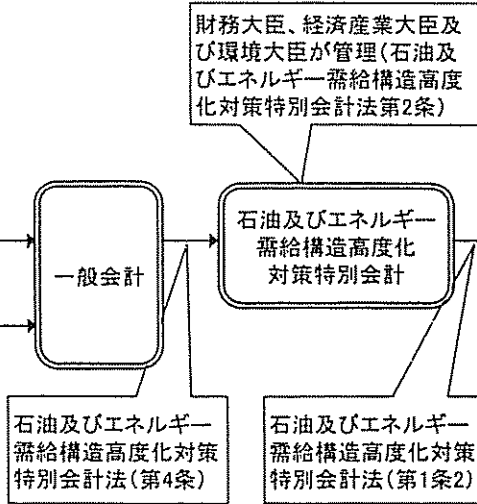
地球温暖化対策推進大綱関連予算 0.1億円
低公害車導入(0.1億円)

(3) 石油石炭税が特定の用途に充当されるまでの流れ



根拠法	石油石炭税法
分類	国税(普通税)
課税対象	原油、輸入石油製品、天然ガス、石炭等
納税義務者	保税地域からの引取・採取者
税収	4,770億円(H16予算)

剰余金受入等 2,277億円



石油及びエネルギー需給構造高度化対策

- 石油備蓄の増強のために行う措置
- 石油等の資源の開発、生産・流通の合理化、石油代替エネルギーの開発・利用、省エネの促進、内外におけるエネルギー起源CO2の排出抑制等のためにとられる財政上の措置で次に掲げるもの
 - イ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資
 - ロ 石油及び可燃性天然ガス資源開発法等に基づいて行う補助(交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む)
 - ハ (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づき行う事業に係る補助
 - ニ 備蓄法に基づく日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫等に対する補助
 - ホ 石油貯蔵施設の設置の円滑化のために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助
 - ヘ 石油の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助
 - ト NEDOに対する出資(石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務並びに省エネ・リサイクル支援法に基づく業務に限る)又は交付金の交付
 - チ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づき行う事業に係る補助
 - リ 石油代替エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び石油代替エネルギーの流通の合理化を図るための調査に係る補助
 - ヌ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの使用の合理化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なもののために行う事業に係る補助
 - ル 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に基づく日本政策投資銀行に対する貸付け

※石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第1条2より作成

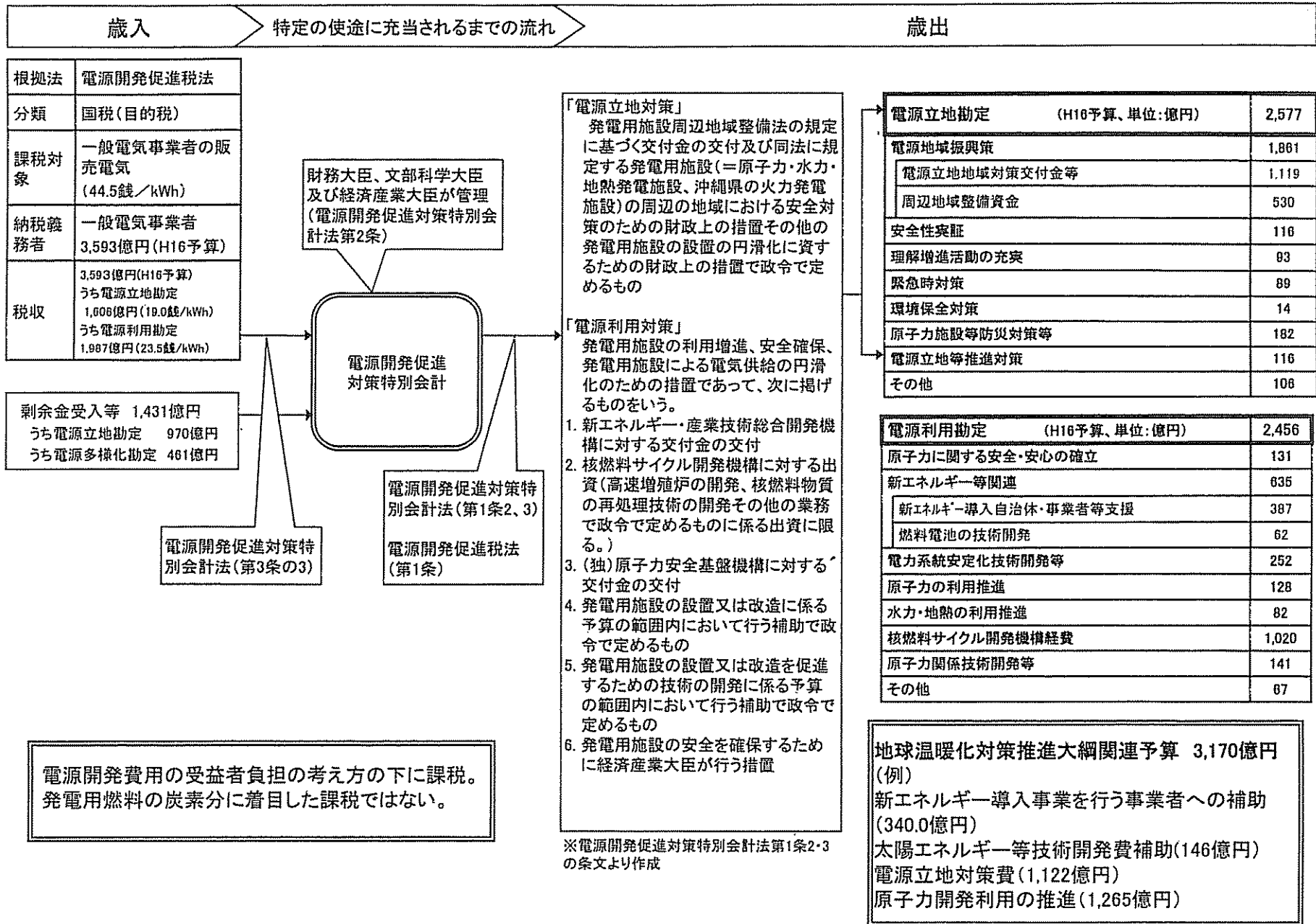
石油及びエネルギー需給構造高度化対策費用の受益者負担の考え方の下に課税。税率の中には炭素税的な要素があるとされる。

歳出

石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 (H16予算、単位:億円)		6,242
石油対策		3,678
産油・産ガス国協力		122
開発		565
メタンハイドレート技術開発		67
産業体制整備等		511
石油精製合理化対策		225
石油流通構造改善対策		181
LPG産業対策		63
備蓄		2,393
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費		36
その他		53
エネルギー需給構造高度化対策		2,563
新エネルギー対策		876
燃料電池の技術開発等		262
新エネルギー導入自治体・事業者支援等		284
バイオマスエネルギーの技術開発等		93
省エネルギー対策		299
省エネルギー導入事業者支援		138
省エネルギー戦略的技術開発		65
京都メカニズム関連対策		41
天然ガスの利用促進		124
石炭の環境負荷低減利用等		121
エネルギー起源CO2排出抑制対策(環境省分)		125
その他		19

地球温暖化対策推進大綱関連予算1,771億円(例)
 新エネルギー導入事業を行う事業者への補助(142.6億円)
 クリーンエネルギー自動車導入促進の補助(109.4億円)
 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進の補助 (137.0億円)
 住宅用太陽光発電導入補助(52.5億円)

(4) 電源開発促進税が特定の用途に充当されるまでの流れ



(参考) 既存エネルギー関係諸税の沿革

税目	沿革
揮発油税	揮発油税は、一般的な財政需要に応じる必要から、揮発油の消費に負担を求めるため昭和 24 年に創設されたが、昭和 28 年に「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が制定され、立ち後れたわが国の道路を緊急かつ計画的に整備する観点から、道路整備五箇年計画（第 1 次：昭和 29 年度～33 年度）が策定されるとともに、その財源として揮発油税収相当額を国の道路整備に充てることとされた。
地方道路税	昭和 29 年に、地方の道路整備に資するため、「昭和 29 年度の揮発油譲与税に関する法律」が制定され、昭和 29 年度に限り、揮発油税収の 3 分の 1 に相当する額を地方に譲与することとされたが、昭和 30 年には、地方道路税（国税）が制定され、その税収の全てが地方の道路特定財源として地方に譲与されることとなった。
石油ガス税	石油ガス税は、石油ガスを燃料とする LPG 車と揮発油を燃料とするガソリン車との負担の権衡を図る観点から、昭和 41 年に創設され、それ以来、揮発油税などとともに、国・地方の道路特定財源とされている。
航空機燃料税	航空機燃料税は、空港整備などのための財源を確保する等の観点から昭和 47 年に創設され、その税収は、国の空港整備費や地方の空港対策費に充てられている。
電源開発促進税	電源開発促進税は、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置促進などの電源立地対策を講じるための目的税として、昭和 49 年に創設された。その後、第 2 次石油危機の発生に伴い、昭和 55 年には、税収の用途に石炭、原子力、水力、地熱等の電源多様化対策を追加するなどの改正が行われた。
石油石炭税	石油石炭税は、石油の一般の利用に共通する便益性に着目し、石油対策に係る財政需要に配慮して、広く石油の消費に対して負担を求めるために、昭和 53 年に石油税として創設された。その税収は、石油対策に使用することとされていたが、昭和 55 年以降は、石油代替エネルギー対策、平成 5 年度以降は省エネルギー対策などにも充てられることとなった。平成 15 年度には、エネルギー政策の見直しの観点から、燃料毎の負担の公平を図るため、石炭に課税することとなり、名称も石油石炭税に改められた。
軽油引取税	軽油引取税は、昭和 31 年に地方道路整備の緊急性及び揮発油を燃料とするガソリン車と軽油を燃料とするディーゼル車との負担の均衡などを考慮し、都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるため都道府県の目的税として創設された。 その後平成元年に軽油の流通実態等に鑑み消費地課税などの抜本的な改正が行われた。

わが国税制の現状と課題－ 21 世紀に向けた国民の参加と選択－

平成 12 年 7 月 14 日 税制調査会より作成